

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年3月27日に、指名競争入札を実施したが、落札者がいなかった。</li> <li>・トンネル内での通行者の安全を確保するためには、年間を通し、設備が正常に稼働する状態を維持する必要がある、4月1日からの契約が必須となる。</li> </ul> <p>2 特定の者を選定した理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札等で当該委託業務を10年以上連続して受注した実績がある。</li> <li>・10年以上、適切に業務を遂行し続けてきた実績から、当該業務に必要な知識・ノウハウを持ち合わせていると判断できる。</li> </ul> <p>また、これらの知識・ノウハウを活かし、不具合等発生した際、最も迅速に対応できるのは、岩崎電気(株)である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。